

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業 長浜教区推進委員会規則

(設置及び目的)

第1条 宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業本部職制第20条に基づき、長浜教区の宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業の推進のため、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業長浜教区推進委員会（以下「慶讃委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 慶讃委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) お待ち受け大会（法要）等に関する事項
- (2) 団体参拝等に関する事項
- (3) その他、慶讃委員会が必要と認めた事項

(教区教化委員会及び両別院教化推進委員会との連携)

第3条 慶讃委員会は、教区教化委員会及び長浜・五村両別院教化推進委員会と連携して、前条に定める業務を行う。

(慶讃委員長及び慶讃副委員長)

第4条 慶讃委員会に慶讃委員長（以下「委員長」という。）及び慶讃副委員長（以下「副委員長」という。）を置く。

- 2 委員長は教区会議長が、副委員長は教区門徒会長がこれに当たる。
- 3 委員長は、会務を統理し、慶讃委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(慶讃本部)

第5条 慶讃委員会の業務を総合調整するため、慶讃委員会に慶讃本部を置く。

- 2 慶讃本部は、委員長、副委員長、教区会副議長、教区門徒会副会長及び第6条第2項に定める部会長で組織する。
- 3 慶讃本部の座長は、委員長がこれに当たり、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(部会及び部会長)

第6条 教務所長は、慶讃本部から付託された事項を協議・実施するため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) お待ち受け部会
教区お待ち受け大会（法要）に関する事項
- (2) 団体参拝部会

真宗本廟での慶讃法要への団体参拝に関する事項

- 2 部会に部会長を置き、委員長及び副委員長の同意を得て、教務所長が委嘱する。
- 3 部会長は、部会の業務を整理するとともに慶讃本部に報告する。
- 4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部員が、その職務を代理する。
- 5 必要により、教務所長は、慶讃本部の同意を得て、第1項に定める部会以外に部会を置くことができる。

(部員及びスタッフ)

- 第7条** 前条に定める部会に属する部員は、慶讃本部の同意を得て、教務所長が委嘱する。
- 2 部会長は、教務所長の同意を得て、部会にスタッフを置くことができる。

(招集)

- 第8条** 慶讃委員会及び慶讃本部の会議は、教務所長の同意を得て、委員長が招集する。
- 2 部会の会議は、教務所長の同意を得て、部長が招集する。

(議事及び議決)

- 第9条** 慶讃委員会の議事は、慶讃委員の半数以上の出席によって開き、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(職員の出席)

- 第10条** 教務所員及び別院職員は、本規則に定める会議に出席して意見を述べることができる。

(参考人)

- 第11条** 委員長は、本規則に定める会議に参考人の出席を要請し、説明及び意見を求めることができる。

(事務)

- 第12条** 慶讃委員会に関する事務は、教務所が行う。

(経費の収支)

- 第13条** 慶讃事業に関する経費は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年長浜教区慶讃事業特別会計によって収支する。

附 則

- 1 この規則は、教区会及び教区門徒会の承認を得た日（2021年8月2日）から施行し、2023年6月30日に終わるものとする。
- 2 長浜教区宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業に関する準備委員会規則（2020年6月1日施行）は、廃止する。

3 この規則を改廃しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。